

## 特別免許状の教育職員検定に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）第5条第2項の規定に基づく特別免許状の教育職員検定の実施に必要な事項を定めるものとする。

(教育職員検定)

第2 広島県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、特別免許状の授与を受けようとする者から教育職員免許状に関する規則（昭和43年教育委員会規則第12号。）第6条の2の規定による教育職員検定の申請があったときは、次の各号に定めるところにより、出願者の学力、実務、人物及び身体について教育職員検定を行うものとする。

(1) 学力及び実務に関する検定

次のアからウまでに掲げるいずれかの事項を満たし、出願者が免許法第5条第4項第1号に該当すると認められること。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又は次に掲げる教育施設における取得しようとする特別免許状の教科に関する授業に携わった経験が、最低1学期間以上にわたること。

(ア) 在外教育施設における教育の振興に関する法律（令和4年法律第73号）第2条第2項に規定する在外教育施設

(イ) 日本国内にある教育施設であって、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に対応する外国の課程と同等の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられたもの

(ウ) 日本国内にある教育施設であって、その教育活動等について、次に掲げる団体の認定を受けたもの

- ・ アメリカ合衆国カリフォルニア州に主たる事務所が所在する団体であるウェスタン・アソシエーション・オブ・スクールズ・アンド・カレッジズ（略称WASC）
- ・ アメリカ合衆国コロラド州に主たる事務所が所在する団体であるアソシエーション・オブ・クリスチャン・スクールズ・インターナショナル（略称ACSI）
- ・ グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国ハンプシャー市に主たる事務所が所在する団体であるカウンセル・オブ・インターナショナル・スクールズ（略称CIS）
- ・ スイス連邦ジュネーブ市に主たる事務所が所在する団体であるスイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局（略称IBO）

イ 教科に関する専門分野に関する勤務経験等（営利企業やその他の法人（社団法人、財団法人、NPO法人等）、外国にある教育施設等におけるもの）が3年以上あること。

ウ 教科に関する公的資格、各種競技会等における受賞歴又は上記以外の有用な実務経験等を有すること。

(2) 人物の検定

出願者が免許法第5条第3項第2号に該当すると認められること。

(3) 身体の検定

教員としての職務遂行に支障がない健康状態であると認められること。

第3 教育委員会は、出願者が第2に規定する教育職員検定の基準を満たしていると認めるときは、当該出願者を教育職員検定に合格させることの妥当性について、教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第65条の4に定める学識経験者等（以下「学識経験者等」という。）の意見を聴くものとする。

2 意見聴取の方法は、学識経験者等が出願者に対して行う面接によるものとする。ただし、教育委員会において必要ないと認めるときは、この限りでない。

(合否の決定)

第4 教育委員会は、第3の規定により聴取した意見を踏まえ教育職員検定の合否を決定するものとし、合格の決定を行ったときは、出願者に特別免許状を授与する。

2 教育委員会は、教育職員検定について不合格の決定を行ったときは、出願者及び任命権者等に対し、その旨を書面により通知するものとする。

(その他)

第5 この要綱に定めるもののほか、特別免許状の授与に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月21日から施行する。